保存版
2026年8月作成

UC法人ゴールド会員用

海外・国内旅行傷害保険
ショッピング補償保険
のご案内

（被保険者証）

Insurance Service

ショッピング補償保険について

被保険者	補償の対象となる物品を正当な権利を持って所有されている方。ただし、保険金のご請求はその物品を購入したUCカード会員に限ります。
補償期間	UCカード会員である期間
補償の概要	UCカードによるご購入品を購入日から90日間偶然な事故の際に補償いたします。
補償の対象となる物品	UCカード会員が日本国内または海外でUCカードを利用して購入された物品。（ただし、『補償の対象とならない場合・商品』に掲げたものを除きます。）
補償の対象となる事故	盗難・破裂・火災・落雷・爆発・破損など
補償限度額	補償額は、カード利用の際の売上票（控え）に記載された金額を限度とします。 ①補償額の合計は会員お一人当たり年間300万円を限度といたします。 ②1回の事故につき1個または1組につき1万円が自己負担額となります。 ③代金の一部のみをUCカードを利用して支払われた場合には、その物品の代金に対するカードによる支払額の割合を代金に乗じた金額が限度となります。 ④保険の対象の物件に事故が発生した時点で、保険金請求が可能な他の保険がある場合はそちらの保険にご請求ください。その保険の補償額が損害額に満たない場合差額分を保険金支払いの対象といたします。 ⑤保険金はカード利用代金決済後にお支払いたします。
補償の対象とならない場合	⑴次に掲げる損害は補償の対象になりません。 ①洪水もしくは地震に起因する損害 ②戦争、侵略行為、戦闘行為、反乱、暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違法行為に起因する損害 ③通常の使用による損耗損傷、原因不明の紛失、核燃料物質等による汚染、商品の瑕疵に起因する損害 ⑵上記に加え次の場合も補償の対象になりません。 ①会員の故意および重大な過失 ②商品の欠陥、消耗、錆、変色、虫食い、脱色等 ③商品の誤った使用によって生じた損害 ④置き忘れ、紛失 ⑤電気的、機械的事故（故障） ⑥会員の詐欺、不正、横領行為によって入手した物品の損害 ⑦会員が意図的に虚偽あるいは不正の補償請求を行った場合
補償の対象とならない商品	次に掲げるものは補償の対象になりません。 ①船舶（含、ヨット・モーターボートおよびボート）、航空機、自動車（含、自動二輪車および自動三輪車）、原付自転車、自転車、ハングライダー、サーフボードおよびこれらの附属品等 ②義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの ③動物あるいは植物 ④食料品 ⑤現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの ⑥預金証書又は貯金通帳（通帳および現金支払機用カードを含みます。）クレジットカードその他これらに準ずるもの ⑦稿本、設計書、帳簿その他これらに準ずるもの ⑧職業上の商品として購入したもの ⑨別送品（通販など輸送中の商品）
代位	⑴損害が第三者の行為によって生じた場合において、損害保険会社がこの保険による保険金を支払ったときは、損害保険会社は損害を受けた商品、および会員が第三者に対して有するいっさいの権利を支払額を限度として取得します。 ⑵会員は損害保険会社が取得する前項の権利の保全および行使並びにそのために保険会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。
損害防止義務	会員は、事故が生じたときの損害発生の防止および軽減に努めなければなりません。
準拠法	この補償を提供する保険契約は日本国の法令に基づいて行われたものであり、会員が損害保険会社に対し補償の請求を行う場合も日本国の法令の適用があります。

連絡先のご案内

海外でのご連絡先

- ケガをした（死亡・後遺障害・傷害治療）
- 病気になった（疾病治療）

→ 海外メディカルヘルプライン（24時間・日本語対応）P4

- ホテル客室内の家具を壊してしまった、買物中誤って商品を壊してしまった、など（損害賠償事故）
- 携行品を破損してしまったなどトラブルに見舞われた（携行品の損害）

→ 海外ホットライン（24時間・日本語対応）P4

国内でのご連絡先

- 海外旅行保険のご連絡先
- 国内旅行傷害保険のご連絡先
- ショッピング補償保険のご連絡先（ショッピング補償保険ホットライン）

→ 損保ジャパン事故受付デスク
TEL.0120-007-211
（携帯・PHSも利用可）
（24時間）

UC-L145-26.08(SJ)

UCカード
保険サービスのあらまし

UCカード保険サービスは、UCカード会員（UC法人ゴールドのカード使用者をいいます。）のみなさまに、事故によるケガなどを補償するためにお付けしています。
詳細につきましては、この被保険者証をご参照ください。

UCカードの保険サービスは、万一UCカード会員のみなさまが事故にあわれても事前の手続き不要で補償いたしますが、海外保険サービスの「各種サービス」については、この被保険者証に連絡先が記載されておりますので、ご旅行の際には、UCカードと同様にご携帯くださいますようお願い申し上げます。

《ご注意》

UCカードの海外・国内保険サービスは、他の保険付帯クレジットカード（他社分を含む）を複数枚保有し、複数枚の保険金が支払われる場合でも傷害死亡・後遺障害保険金の支払限度額は、保有するカードのうち最も高いカードの保険金額となります。ただし、海外保険サービスは、法人のクレジットカードと個人のクレジットカードを保有する場合、それぞれの支払い上限額の合計額を限度に保険金をお支払い致します。

※1「法人のクレジットカード」とは、
申込人が法人・団体または個人事業主（以下「法人等」といいます。）であって、カード利用代金の決済が法人等によって行われるものまたは、カード利用代金の支払債務が法人等によって保証されているものをいいます。
※2「個人のクレジットカード」とは、
上記「法人のクレジットカード」以外のクレジットカードをいいます。

注）コーポレートカード利用代金の決済が個人によって行われ、支払債務が法人等によって保証されないものは、「個人のクレジットカード」の位置付けとなります。
上記のお取扱いにつきましては、ご所属のカード会社へご確認ください。

補償内容

Ⅰ 海外保険サービス（自動付帯）	
傷害による死亡・後遺障害	5,000万円
傷害による治療費用	300万円
疾病による治療費用	300万円
携行品の損害 （1事故免責3,000円）	1旅行50万円 年間100万円限度
賠償責任	5,000万円
救援者費用	400万円

Ⅱ 国内保険サービス（カードご利用条件付自動付帯）	
傷害による死亡・後遺障害および入院・通院 ①公共交通乗用具搭乗中の傷害事故 ②旅館ホテル宿泊中の火災・爆発による傷害事故 ③募集型企画旅行参加中の傷害事故	死亡・後遺障害5,000万円 入院5,000円（1日あたり） 通院2,000円（1日あたり） ・7日以内の入院・通院は保険金支払いの対象にはなりません。 （8日以上入院・通院の状態にある場合は、1日目から保険金支払いの対象となります。 ・入院保険金が支払われる場合、手術保険金がお支払い対象となることがあります。

〈ご注意〉
上記内容は概要を説明したものであり、実際の保険金お支払いの可否は、引受保険会社の損害保険ジャパン株式会社の所定の普通保険約款および特約等に基づきます。
海外保険サービスにつきましては、ご入会日の翌日以降出発のご旅行より対象となりますので、それ以前に出発しその旅行中に発生した事故に対して保険金は支払われません。
なお、保険金受取人はUCカード会員ご本人（死亡の場合は法定相続人）となります。

引受幹事保険会社　損害保険ジャパン株式会社

◇共同保険契約に関するご説明◇
この保険は以下の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が、他の引受保険会社の代理、代行を行っております。各引受保険会社は、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

◇引受保険会社◇
損害保険ジャパン株式会社（引受幹事保険会社）、東京海上日動火災保険株式会社

◇取扱代理店◇
株式会社クレディセゾン

海外保険サービス

海外旅行傷害保険（自動付帯）補償内容

担保項目		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害	死亡・後遺障害	被保険者が責任期間中に偶然な事故によりケガをした場合。 ①事故の日から180日以内に傷害により死亡したとき。 ②事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき。	保険金の範囲内で次の保険金額 ①死亡・後遺障害保険金額の……100% ②死亡・後遺障害保険金額の……3％～100% （例）両目失明……100% 片腕または片足切断……60% その親指切断……20%
	治療費用	被保険者が責任期間中の事故によるケガが原因で医師の治療を受けたとき。	保険金の範囲内で次の費用。 ①診察関係・入院関係の費用（診察費、薬剤費、入院費等） ②交通費、移送費、通訳雇入費 ③義手・義足の修理費 ④入院に必要な身の回り品購入費（5万円限度）および通信費（合算で20万円限度） ⑤治療により必要となった旅行行程復帰費用・帰国費用 ただし、傷害の場合は事故の日から180日以内、疾病の場合は、医師の治療を開始した日から180日以内の治療のために支出された費用で、別に定めた保険金額を限度とします。
疾病	治療費用	①被保険者が責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病した疾病により責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合。 ②被保険者が責任期間中に感染したコレラなど特定の伝染病のため、旅行行程終了後30日以内に医師の治療を開始した場合。	
携行品損害		被保険者が所有かつ携行する身の回り品が責任期間中に偶然な事故により盗まれたり壊れたりした場合。	1旅行につき保険金の範囲内で、1事故につき損害額から3,000円（自己負担額）を引いた額。 （1個または1対につき10万円を限度とします。ただし、パスポートおよび乗車券等はそれぞれ5万円限度とし再取得費用をお支払いします。） ＊査証（ビザ）は対象外となります。また、日本においてのパスポート再取得費用も、対象外となります。
賠償責任		被保険者が責任期間中に偶然な事故により他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、法律上の賠償責任が生じた場合。	保険金の範囲内で次の費用。 ①法律上支払わなければならない損害賠償金 ②損害防止軽減に要した費用 ③緊急費用 ④訴訟費用　など
救援者費用		被保険者が責任期間中に次に該当した場合。 ①事故により遭難（行方不明を含みます。）された場合 ②ケガのため事故日から180日以内に死亡もしくは3日以上継続して入院された場合 ③責任期間中に発病した疾病を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含め30日以内に死亡したとき。（ただし、責任期間中に医師の治療を開始し引き続き医師の治療を受けていた場合） ④病気（にかかり）医師の治療を受け3日以上継続して入院された場合。	①捜索救助費用 ②現地との航空運賃等交通費（救援者1名限度、7日以上継続入院の場合3名限度） ③現地でのホテル客室料（救援者1名かつ14日分限度、7日以上継続入院の場合3名限度かつ14日分限度） ④現地からの遺体輸送費用、または治療を継続するための日本国内への移転費用 ⑤渡航手続費および現地での諸雑費（5万円限度、7日以上継続入院の場合20万円限度） 注：「現地」とは日本国外の事故発生地または収容地をいいます。

（注1）責任期間とはカード会員資格期間内に開始された旅行期間をいいます。ただし、会員の旅行期間が会員が日本を出国してから3ヶ月後の午後12時を経過したときにおいても終了していない場合には、責任期間は3ヶ月後の午後12時に終わります。
（注2）旅行期間とは会員が海外旅行の目的をもって住居を出発したときから住居に帰着するまでの間で、かつ日本を出国する日の前日の午前0時から、日本に入国した日の翌日の午後12時までの間をいいます。
（注3）携行品の損害額はその損害が生じた地および時における保険の目的の価額によって定めます。修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

担保項目		主な場合
傷害	死亡・後遺障害 治療費用	●被保険者、保険金受取人の故意 ●被保険者の自殺行為または闘争行為、犯罪行為 ●被保険者の無資格運転、酒酔い運転 ●被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ●戦争、その他の変乱 ●放射線照射・汚染、原子核反応 ●危険なスポーツ（登山・スカイダイビング等）中の事故 また原因のいかんを問わず頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。
疾病	治療費用	●被保険者、保険金受取人の故意 ●妊娠、出産、早産または流産に起因する病気 ●歯科疾病 また原因のいかんを問わず頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。 ※保険の対象となる旅行期間開始日以前に発病した病気および完治していない病気についてはお支払いの対象となりません。
携行品損害		●旅行行程中に他人から借りたもの ●すり傷等外観の損傷 ●携行品の瑕疵または自然の消耗 ●携行品の置き忘れまたは紛失（これらを原因とする盗難を含む） ●差し押え、徴発、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使 ●携行していない場合（配送中の事故など）はお支払いの対象になりません。また、登山など危険な運動に用いる用具については、それら危険な運動を行っている間の損害については保険金をお支払いできません。 ※次のような携行品の損害には保険金をお支払いできません。 ●居住施設内にあるあいだの携行品の損害 ●現金、小切手、株券、手形、預金証書、クレジットカード、定期券、プリペイドカード、別送品、帳簿、図面、入歯、コンタクトレンズ、動物、植物、自動車、オートバイ、船など。
賠償責任		●被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ●被保険者の親族に対する事故 ●自動車、船、航空機の所有、使用または管理に起因する事故 ●預っているものに関する事故、ただし、次の物はお支払いの対象になります。 （1）ホテルの客室および客室内の動産（セイフティーボックスのキーならびにルームキーを含みます。） （2）ホームステイ先の部屋および部屋内の動産 （3）レンタル業者から賃借した旅行用品または生活用品
救援者費用		●被保険者、保険金受取人の故意 ●被保険者の闘争行為、犯罪行為 ●被保険者の頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）および腰痛で他覚症状のないもの ●危険なスポーツ（登山・スカイダイビング等）中の事故 ●妊娠、出産、早産、流産で入院した場合（但し、妊娠、出産、早産、流産を直接の原因で責任期間中に死亡した場合は対象となります。）

各種サービスのご案内(海外保険サービスにおつけしています)

1<ケガ・病気の場合>…海外メディカルヘルプライン

(ご連絡先は4ページをご覧ください。)

UCカード傷害保険制度では、海外で万一事故にあわれた場合引受幹事保険会社が提携する海外メディカルヘルプラインの各種サービスを、ご利用いただけます。
各種サービスの内容は次のとおりとなっております。
※下記サービスにかかる手配については無料、治療費・移送費など実際にかかった費用については保険内容の範囲内で、傷害・疾病治療費用または救援者費用の各保険金で支払われます。ただし、保険金額を超過した場合等、一部ご負担していただくことがございます。

■サービスの内容

①キャッシュレスサービス
キャッシュレス提携病院をご利用いただく場合、病院への支払保証の連絡をいたします。すでに病院等に収容されている場合、病院側へキャッシュレス治療提供の交渉をいたします。

②病院・医師の紹介・予約サービス
治療や入院が必要な場合、直ちに豊富なデータベースの中から最寄の適切な病院・医院を選定し、予約手配および必要に応じて交通手段の手配もいたします。

③治療経過管理サービス
適切な治療がされているか、治癒されたかどうか、その後の治療状況をチェック、必要な場合は転院の手配もいたします。

④緊急移送手配サービス
現地に適切な医療施設がない場合、必要な治療が可能な最寄の医療施設まで完全看護による緊急移送の手配を依頼することができます。移送については医療設備付の専用航空機、ヘリコプター、定期航空機、列車または救急車などを利用します。

⑤帰国手配サービス
現地での症状が安定し、自宅付近の医療施設に移ったほうが良いと医師により判断される場合、帰国手配を依頼することができます。必要に応じ、帰国途上の医療看護も手配することができます。

⑥遺体送還サービス
万一死亡された場合、遺体をカード会社に現住所として登録した住所へ送還する手配を依頼することができます。

■サービスのご利用方法

①滞在する地域を担当する4ページの海外メディカルヘルプラインへ無料電話またはコレクトコールによりご連絡ください。(24時間受付)
②海外メディカルヘルプラインと連絡がとれましたら次の事項をお伝えください。UCカード会員であること、カードの種類、会員番号、出国日、日本の住所と電話番号、海外での連絡先。

■キャッシュレス治療サービスのご利用方法

<海外メディカルヘルプライン>へご連絡ください。
症状に応じて、最寄の最適な医療機関をご案内・手配いたします。

▼

医師の治療をお受けください。
治療費は保険金額の範囲内で引受幹事保険会社から医療機関に直接お支払いいたします。

●UCカードのコピーとパスポートのコピー(番号・氏名記載ページ、日本の出入国スタンプ押印ページ)を別途ご郵送いただく場合がございます。

《ご注意》
キャッシュレス治療のお取扱いができない場合
次の場合にはキャッシュレス治療のお取扱いができませんので、お立替いただいたうえ、帰国後にご請求ください。ご請求に必要な書類等につきましては、P6をご参照ください。
●海外メディカルヘルプラインにご連絡されなかった場合。
●保険の対象となるかどうかが諸般の事情により確認できない段階である場合。
●医師による治療の後の処方箋による薬代。
●各国の状況や個別の病院、医師の事情によりキャッシュレスの取扱いが受け入れられない場合。
●各国の政治情勢、医療設備の整っていない地域、事故受付時間帯、事故場所、電話事情等によっては、サービスが提供できないまたは、時間がかかる場合があります。
●キャッシュレス治療の後で保険の対象とならないことが判明した場合は、後日、海外メディカルヘルプラインもしくは病院から直接お客さまへ治療費をご請求いたします。
※UCカードをお持ちでない場合お取扱いできない場合がございます。
なお、保険金額を超える部分、または、保険金のお支払いの対象とならない場合(歯科疾病、妊娠、出産などに起因する疾病など)については、お客さまのご負担になりキャッシュレスのお取扱いもできませんので、ご了承ください。
※夜間・週末等でUCカードの会員であることの確認がとれない場合には、可能な範囲(日本語の通じる病院の紹介など)でのアシスタンスはご提供いたしますが、キャッシュレスサービスのご提供はできませんのでご了承ください。

2<ケガ・病気以外のトラブルの場合>…海外ホットライン

(ご連絡先は4ページをご覧ください。)

■サービスの内容
携行品の盗難や賠償事故など、ケガ・病気以外の事故相談、保険金請求書類のご案内・受付、保険の対象になるかどうかのご相談などにお応えいたします。

①保険事故相談
カメラなど携行品を盗まれたときなど、盗難事故の警察への届け出のアドバイス、必要書類のご案内をいたします。

②賠償責任事故
賠償事故の加害者となった場合、先方との示談交渉に関するアドバイスや、必要書類のご案内をいたします。

③契約内容の確認
保険金額がいくらついているのかなど契約内容がわからないという場合、契約内容の確認の取次ぎをいたします。

④保険金請求方法のご案内
保険金請求に関する様々なご相談、必要書類のご案内をいたします。

旅行傷害事故の通知について

事故の通知については下記までご連絡ください。連絡がとれましたら、UCカード会員であること、会員番号、海外旅行中の事故の場合は出国日、日本の住所と電話番号、海外での連絡先をお伝えください。

■日本国内からのご連絡先

損保ジャパン事故受付デスク(24時間受付/年中無休)

0120−130−242
または
018−888−9299

■海外からのご連絡先(海外旅行傷害保険)は、別紙「海外旅行傷害保険のあらまし 海外からのご連絡先」をご参照ください。
(https://www.saisoncard.co.jp/pdf/futai_hoken/overseas.pdf)

【海外からのご連絡先】

国内保険サービス

国内旅行傷害保険（カードご利用条件付自動付帯）補償内容

担保項目	保険金をお支払いする場合	お支払する保険金
死亡 ・ 後遺障害	UCカード会員が、 ①UCカードにより国内線航空券を購入し、当該航空機に搭乗中に傷害を被った場合。 なお、航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場における傷害事故および不時着陸の接続交通乗用具搭乗中も含みます。 ②UCカードによりUCまたはマスター、VISA加盟店で旅館、宿泊施設等を (1)ノークーポンシステムにより予約を行った (2)ノークーポンシステムによらず予約を行い、かつその料金をチェックイン前にUCカードで支払った場合に、滞在中の宿泊施設の火災・爆発により傷害を被った場合。 ③公共交通乗用具に搭乗中に傷害を被った場合。ただし、UCカード会員が当該公共交通乗用具に搭乗する以前に、その料金をUCカードにより支払った場合に限ります。（定期券・回数券・プリペイドカードを除きます。） ④募集型企画旅行に参加している間に傷害を被った場合。ただし、宿泊を伴う募集型企画旅行でかつ、UCカード会員がその料金を事前にUCカードにより支払った場合。 ※いずれも決済者ご本人のみが対象となります。 〈死亡・後遺障害保険金〉 上記①～④によりケガをして事故の日から180 日以内に死亡されたとき、身体の一部を失いまたは後遺障害が残ったとき。	〈死亡・後遺障害〉 死亡・後遺障害保険金額の……100% 死亡・後遺障害保険金額の……3～100% （例）両眼失明 ……100% 片腕または片側切断……60% 手の親指切断……20%
手術	〈入院・通院保険金〉 上記①～④によりケガをして入院または通院の治療を受けたとき。 ※入院保険金は事故日から180日までの入院が対象 通院保険金は事故日から180日までの通院が対象、かつ、90日までがお支払い限度となります。 〈手術保険金〉 入院保険金が支払われる場合に、その傷害の治療のため手術を行った場合（事故日から180 日までの手術が対象）	〈入院・通院〉 入院・通院1日につき定額の保険金をお支払いします。ただし、受傷日から7日以内の入院・通院は保険金支払いの対象にはなりません。 （8日以上入院・通院の状態にある場合は、1日目から保険金支払いの対象となります。）
通院	※募集型企画旅行とは、あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行（平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款に規定するもの）をいい、会社の慰安旅行や業務出張等あらかじめ参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。 ※募集型企画旅行に参加中とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等（募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません。）を利用したときから最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行の日程から離脱した期間は除きます。 ※公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶等をいいます。	〈手術〉 入院保険金日額に手術の種類に応じて所定の倍率を乗じてお支払います。 ※疾病による事故は対象となりません。 （ご注意） 上記保険金をご請求される場合には、カード決済が条件になりますので売上票のコピー等の証明書類が必ず必要になります。

保険金がお支払いできない例

担保項目	お支払いできない主な場合
死亡 ・ 後遺障害 入院・通院	●被保険者、保険金受取人の故意 ●被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ●被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ●戦争、その他の変乱 ●放射線照射・汚染、原子核反応 ●危険なスポーツ（登山・スカイダイビング等）中の事故 ●地震、噴火または津波によるケガ また、原因のいかんを問わず頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。

保険金請求について

1.事故の日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を損保ジャパンへご連絡ください。
2.保険金請求に必要な書類
帰国後請求する場合には下表「現地でしか手配できない書類」を忘れずに。
（書類手配の費用は、ご自身の負担となります。）

●保険金種類 / ●保険金請求書類		海外					共通		国内
		治療費用保険金（傷害・疾病）	携行品損害保険	救援者費用等保険金	賠償責任保険金 対人	賠償責任保険金 対物	死亡保険金（傷害）	後遺障害保険金	入院・通院保険金
海外の場合パスポートのコピー（番号・氏名記載ページ、日本の出入国スタンプ押印ページ）		★	★	★	★	★	★	★	
保険金額請求書		★	★	★	★	★	★	★	★
現地でしか手配できない書類	医師の診断書	★			★				★
	治療費の明細および領収書	★			☆				
	死亡診断書または死体検案書（死亡地のもの）						★		
	事故証明書	☆	★	☆	☆	☆	★		★
	支出を証明する書類			★					
	示談書・示談金領収書				★	★			
	損害額（修理費等）を証明する書類					★			
損害品明細書			★						
損害額を証明する書類			★						
除籍謄本							★		
委任状・戸籍謄本							☆		
後遺障害診断書								★	
その他の書類（売上票コピー等）		☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆

（注）1.★印は必要な書類、☆印は場合によって必要となる書類
2.上記各書類はコピーしたものでは認められません。
3.パスポートの盗難にあった場合は航空券の半券などが必要になります。

ショッピング補償保険保険金のご請求について

①事故の日から45日以内に損保ジャパンへご連絡ください。
②保険金請求のためには、下記の書類が必要になります。（事故発生日から90日以内にご返送ください。）
③クレジットカード売上票が無い場合には保険金請求ができませんのでご注意ください。

●損害の状況 / ●保険金請求書類	盗難の場合	修理可能な場合	修理不可能な場合
保険金請求書	★	★	★
盗難届出証明書	★		
罹災証明書・事故証明書		☆	☆
クレジットカード売上票	★	★	★
修理代金領収書or修理代金請求書or修理見積書		★	
全損見積書			★
写真または現物		★	★
他保険の保険金請求書	☆	☆	☆
被害品明細書	★		
委任状	☆	☆	☆
その他関係書類	☆	☆	☆

（注）★印は必要な書類、☆印は場合によって必要な書類。
（注）リボルビング払い・分割払いで購入した商品については特別な処理が必要になりますのでお申出ください。

〈ご注意〉
上記内容は概要を説明したものであり、実際の保険金お支払いの可否は、引受保険会社の損害保険ジャパン株式会社の所定の普通保険約款および特約等に基づきます。

引受幹事保険会社　損害保険ジャパン株式会社

◇共同保険契約に関するご説明◇
この保険は以下の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理、代行を行っています。
各引受保険会社は、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
◇引受保険会社◇
損害保険ジャパン株式会社（引受幹事保険会社）、東京海上日動火災保険株式会社
◇取扱代理店◇
株式会社クレディセゾン